一般競争入札参加資格確認申請書

|  |  |
| --- | --- |
|  | 年　　　月　　　日 |
| 商号又は名称 |  |

※　共同企業体の場合は、共同企業体名、代表者である構成員の商号又は名称を記入してください。

　下記の一般競争入札に参加する資格について確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

　なお、書類の内容は、事実と相違ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事・業務名 | 道路台帳補正に伴う測量業務委託 |
| 提出書類 | ・　一般競争入札参加資格確認申請書（この書類）  ・　共同企業体協定書（甲）の写し |
| 連絡先 | 担当者名  電話　　　　　　－　　　　－  電話　　　　　　－　　　　－　　　　　　　※　開札時に確実に連絡が取れる電話 |

※　提出書類の電子データが３ＭＢを超えるため電子入札システムに全てを添付できない場合や、３ＭＢ以下に圧縮すると判読できなくなる場合等は、３ＭＢ以下に収まる書類を電子入札システムに添付し、他の書類を契約課内の「入札資料提出ポスト」に投函してください。

［提出期限］　　令和７年９月１０日（水）午後５時

［主な参加要件］測量Ａ等級（ＪＶ）

共同企業体協定書（甲）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 京都市発注に係る○○○○○○○○業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）

(2) 前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○○○○○○○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○区○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、業務委託契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

*（注）　○の部分には、例えば３と記入する。*

２　本業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○府○○市○○区○○町○○番地

○○株式会社

○○府○○市○○区○○町○○番地

○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限等）

第７条　当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○株式会社　○○％

○○株式会社　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本業務の実施の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、本業務の履行及び再委託契約その他の本業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、本業務の完了の都度本業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、本業務につき契約不適合があったときは、各構成員が共同連帯してその責を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○○株式会社ほか○社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

　　　　年　　月　　日

○○○○株式会社

代表取締役　○○○○　印

○○建設株式会社

代表取締役　○○○○　印